

最終改正：令和7年1月17日付け林業木材第1266号

第1 通則

林業・木材産業物価高対策事業に関して、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「補助規則」という。）に定めるもののほか、この要綱により必要な事項を定めるものとする。

第2 補助の目的

原油価格の高騰等に伴い、補助事業者の運営に係る燃油費等の経費負担が増大していることから、原木や種苗、製材の安定供給を維持するため、予算の範囲内において、補助事業者が行う燃油消費量の削減に資する設備の導入等に必要な経費を支援することにより、補助事業者の経費負担の低減を図り、原木や種苗、製材の安定供給を維持する。

第3 補助の対象

事業内容、補助事業者、補助対象施設等、補助率等は別表のとおりとする。
なお、国の補助要件を満たす場合は補助の対象外とする。

第4 事業実施手続

1 補助金の交付申請

(1) 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（水林第1号様式（昭和49年北海道告示第814号に定める様式をいう。以下「水林第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添えて、別表の1及び2の場合は総合振興局長等（総合振興局長又は振興局長をいう。以下同じ。）、別表の3の場合は知事に申請しなければならない。

ア 事業計画書（別記第1号様式）

イ 補助金等交付申請額算出調書（水林第14号様式）

ウ 経費の配分調書（水林第18号様式）

エ 事業予算書（水林第20号様式）

オ 資金収支計画書（水林第32号様式）

(2) 補助事業者は、(1)の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

2 補助金の交付の決定等

(1) 知事又は総合振興局長等は、1の補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助規則第4条の規定に基づき補助金の交付を決定し、補助金交付指令書（別記第2号様式）により補助事業者に速やかに通知するものとする。
(2) 総合振興局長等は、(1)により交付を決定したときは、速やかに補助金交付指令書及び事業計画書の写しを添えて、知事に報告するものとする。（別表の3の場合を除く。）

3 事業の指令前着手

事業の着手（設備等の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定の通知（以下「指令」という。）に基づき行うものとするが、やむを得ない事情により、指令前に着手する必要がある場合は、次の(1)から(3)までの条件を了承の上、指令前着手届（別記第3号様式）により、あらかじめ別表の1及び2の場合は総合振興局長等、別表の3の場合は知事に届け出るものとする。

- (1) 指令を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
 - (2) 指令を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
 - (3) 事業の着手から指令を受ける期間内は、当該事業の計画変更を行わないこと。
- 4 事業の実施状況報告
- 知事又は総合振興局長等は、補助事業等の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業等の遂行の状況に関し、知事又は総合振興局長等が別に定める日までに実施状況報告書（別記第4号様式）により報告を求め、又は当該職員に調査させることができる。
- 5 決定内容の変更
- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定内容に関し、これを変更しようとするときは補助事業等変更承認申請書（水林第21号様式）に1の（1）に掲げるアからオまでの書類を添えて別表の1及び2の場合は総合振興局長等、別表の3の場合は知事に提出し、承認を受けるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - ア 事業量の20パーセントを超えない変更であって、設備等の機能に基本的な変更をきたさない変更
 - イ 事業費の20パーセントを超えない変更であって、補助金の増額とならない変更
 - (2) 知事又は総合振興局長等は、（1）の補助事業等変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、事情やむを得ないと認められるものに限り承認を決定し、変更指令書（別記第5号様式）により補助事業者に通ずるものとする。
- 6 事業の中止等
- (1) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（水林第23号様式）を別表の1及び2の場合は総合振興局長等、別表の3の場合は知事に提出し、承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業者は、予定の期限までに事業が完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業等執行遅延（不能）報告書（水林第24号様式）を別表の1及び2の場合は総合振興局長等、別表の3の場合は知事に提出し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 知事又は総合振興局長等は、（1）又は（2）に基づく補助事業等中止（廃止）承認申請書又は補助事業等執行遅延（不能）報告書（以下「中止申請書等」という。）を受理したときは、その内容を審査し承認又は必要な指示をするものとする。
- 7 設備導入等完了報告等
- (1) 補助事業者は、設備の導入等が完了したときは、速やかに設備導入等完了報告書（別記第6号様式）を別表の1及び2の場合は総合振興局長等、別表の3の場合は知事に提出しなければならない。
 - (2) 知事又は総合振興局長等は、（1）の設備導入等完了報告書を受理したときは、あらかじめ指定した職員に当該設備等につき検査させるとともに、当該職員に設備導入等完了検査調書（別記第7号様式）を作成させるものとする。ただし、知事又は総合振興局長等がその必要が無いと認めるときは、この限りでない。
- 8 概算払
- (1) 補助事業者は、補助規則第9条第2項の規定に基づき補助金の概算払の申請をしようとするときは、補助金等概算払申請書（水林第25号様式）に、別表の1及び2の場合は概算払申請調書（別記第8号様式）を添付して総合振興局長等に、別表の3の場合は資金収支計画書（水林第32号様式）を添付して知事に提出しなければならない。
 - (2) 知事又は総合振興局長等は、（1）の補助金等概算払申請書を受理したときは、その内容を審査し、概算払をする必要があると認めるときは当該補助金の概算払を決定し、その旨補助事業者に通ずるものとする。
- 9 実績報告等
- (1) 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（廃止の承認をしたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は当年度の3月15日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（水林第28号様式）に次に掲げる書類を添付し、別表の1及び2の場合は総合振興局長等、別表の3の場合は知事に報告しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

- ア 事業実績書（別記第1号様式）
 - イ 補助金等精算書（水林第29号様式）
 - ウ 事業精算書（水林第31号様式）
- (2) 1の(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 1の(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、「道費単独補助事業等における消費税等仕入控除税額の取扱いについて」（平成27年5月29日付け局財指第125号出納局長、総務部長通達）の別記様式によりその金額（(2)の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別表の1及び2の場合は総合振興局長等、別表の3の場合は知事に報告するとともに、知事又は総合振興局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに別表の1及び2の場合は総合振興局長等、別表の3の場合は知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに別表の1及び2の場合は総合振興局長等、別表の3の場合は知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (4) 知事又は総合振興局長等は、(1)の実績報告書を受領したときは、補助規則第15条の規定に基づき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- (5) 総合振興局長等は、補助金の額を確定したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめて林業・木材産業物価高対策事業補助金交付状況調査（別記第9号様式）を作成し、速やかに知事に報告するものとする。（別表の3の場合を除く。）

第5 事業実施後の措置

1 帳簿及び書類の備付け等

- (1) 補助事業者は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、当該補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理しておかなければならない。
- (2) (1)の帳簿及び書類は、当該補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (3) (2)の規定にかかわらず、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分を制限された取得財産があるときは、(1)の帳簿及び書類の保存期間は、(2)に定める期間又は当該財産の処分を制限された期間を経過するまでのいずれか長い期間保存しなければならない。

2 財産の管理運営

- (1) 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、管理運営等が事業の趣旨に即して適正に行われるよう努めるものとする。
- (2) 前項の財産のうち、施設及び1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器等については、事業完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数の期間内（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間とする。）、総合振興局長等の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、担保に供し、又は廃棄してはならないものとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定めるものとする。

別表

事業内容	補助事業者	補助対象施設等	補助率等
1 設備導入	森林組合、林業者等の組織する団体（※1）、木材関連業者等の組織する団体（※2）、地域材を利用する法人（※3）、林業種苗法に基づく生産事業者（※4）、認定特定増殖事業者（※5）、登録林業事業体（※6）	燃油消費量が既に所有している設備と比較して10%以上低減される設備とする。	設備の導入に要する経費の1/2以内
2 土場整備	森林組合、林業者等の組織する団体（※1）、木材関連業者等の組織する団体（※2）、地域材を利用する法人（※3）、登録林業事業体（※6）	燃油消費量が現状と比較して10%以上低減される中間土場とする。	土場整備に要する経費の1/2以内
3 種子保管	北海道山林種苗協同組合	北海道林業用種子貯蔵庫の電気料金とする。	令和5年度の単価と比較して、価格上昇により掛かり増しとなる経費の10/10以内

- ※1 次の要件のいずれかを満たすものとし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有しているものとする。
- (1) 林業を営む者、森林組合、森林組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあっては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。
 - (2) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。
- ※2 次の要件のいずれかを満たすものとする。
- (1) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）。
 - (2) 当該地域の地方公共団体及び木材関連企業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするもの。
- ※3 次の要件を満たすものとする。
- (1) 林業・木材産業及び建築業並びに運送業（登記簿の事業目的に原木運送を主とする旨の記載がある場合に限る。）を営むものが主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人。
 - (2) (1)の要件を満たし、かつ、当該地域における木材産業との密接な関係を有していること。
- ※4 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けたもの。
- ※5 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者。
- ※6 北海道林業事業体登録実施要綱（平成24年8月27日林業木材第651号）に基づく登録を受けたもの。

別記第1号様式

林業・木材産業物価高対策事業計画（実績）書

1 補助事業者の名称

2 計画の概要

3 事業計画（実績）
[設備導入・土場整備]

設備等の名称	取得設備等		既存設備等		設置又は使用箇所	設置等のための工事等の概要及び工期	燃油削減率（%）
	規格・型式	数量	規格・型式	数量			

○記載方法

- (1) 取得設備等の名称は、経費の配分調書（水林第18号様式）の区分と整合性を図ること。
- (2) 設備導入を実施する場合は、交換する既存設備について記載すること。また、削減率については、いずれもカタログ値を使用するとともに、カタログ等の写しを添付すること。但しカタログ値が入手困難である場合、販売者又は製造者が作成した削減率を証明することができる資料（任意様式）の写しを添付すること。
- (3) 設置又は使用箇所は、本事業により整備した設備等の保管又は所在する市町村を記入すること。
- (4) 設置等のための工事等の概要及び工期は、整備した施設の主な利用用途及び利用計画を記載すること。
- (5) 土場整備は、土地登記簿及び当該用地が第三者の所有する土地の場合には賃貸借契約書の写しを添付すること。

[種子保管]

使用月	電力使用量 (kWh) ①	値上がり単価 (円/kWh) ②	補助対象経費(円) ①×②	備 考
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
計				

○記載方法

- (1) 値上がり単価は、知事が別に定める値上がり単価を記載すること。
- (2) 備考には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額(円)」と同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額(円)」とそれぞれ記載すること。

別記第2号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者の名称)

年 月 日申請のあった令和6年度林業・木材産業物価高対策事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び事業の完了期限は、次のとおりとします。

補助事業等名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
	円	円	年 月 日

- 2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、林業・木材産業物価高対策事業実施要綱（令和 年 月 日付け林業木材第 号水産林務部長通知）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
- (1) 事業量の20パーセントを超えない変更であって、設備等の機能に基本的な変更をきたさない変更
- (2) 事業費の20パーセントを超えない変更であって、補助金の増額とならない変更
- 4 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助事業等に係る設備の導入等が完了したときは、速やかに設備導入等完了報告書を知事に提出しなければなりません。

- 11 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又はこの補助金の交付の決定のあった翌年の3月15日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければなりません。
- 12 補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- 13 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、「道費単独補助事業等における消費税等仕入控除税額の取扱いについて」（平成27年5月29日付け局財指第125号出納局長、総務部長通達）の別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- 14 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 15 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 16 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち施設及び1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器等については、補助事業等の完了の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間とする。）を経過することになるまでの期間は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、担保に供し、又は廃棄してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではありません。
- 17 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 18 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 19 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。
- 20 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、

当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、担保に供し、又は廃棄したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 21 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければなりません。
- 22 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 23 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 24 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

(〇〇部〇〇課〇〇係)

- 注1 申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。
- 2 第1項の表示は、次によること。
補助事業等名、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容を記載すること。
 - 3 補助事業者等が補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請した場合は、第12項及び第13項を削除すること。
 - 4 林業・木材産業物価高対策事業実施要綱（令和 年 月 日付け林業木材第 号水産林務部長通知）の別表の3の場合は、第10項、第15項、第16項、第17項、第18項及び第20項（4）を削除すること。

北海道知事 様

(補助事業者の名称)

林業・木材産業物価高対策事業指令前着手届

令和6年度林業・木材産業物価高対策事業に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、指令前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 事業内容
- 2 事業量
- 3 事業費
- 4 事業着手予定年月日
- 5 事業完成予定年月日
- 6 指令前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付指令を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- 2 補助金交付指令を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業の着手から補助金交付指令を受ける期間内は、当該事業の計画変更は行わないこと。
- 4 事業内容には、導入する設備等を具体的に記載すること。

別記第4号様式

林業・木材産業物価高対策事業実施状況報告書

(記号) 第 年 月 日

北海道知事 様

(補助事業者の名称)

年 月 日 (記号) 第 号指令で補助金の交付の決定を受けた林業・木材産業物価高対策事業について、実施状況を次のとおり報告します。

記

補助事業名	事業内容	計画		出来高 (○年○月末までに完了したもの)		進捗度 (B/A)	予想出来高		事業完了 予定日
		事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)		事業量	事業費	
			円		円	%		円	

別記第5号様式

(記号) 第 号指令

(補助事業者の名称)

年 月 日申請の林業・木材産業物価高対策事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

- 1 この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

変更前			変更後		
補助対象経費	補助金の額	完了期限	補助対象経費	補助金の額	完了期限

(〇〇部〇〇課〇〇係)

(注)

- (1) 補助事業等の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
- (2) 補助対象経費及び補助金の額につき、費目別に明らかにする必要がある場合は、当該欄を費目別に区分して使用して差し支えないものであること。
- (3) 変更の内容は、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。

設備導入等完了報告書

(記号) 第 号
年 月 日

北海道知事 様

(補助事業者の名称)

年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金の交付の決定を受けた林業・木材産業物価高対策事業に係る設備の導入等が完了したので報告します。

記

- 1 設備の導入等の状況
 - (1) 設備等の名称
 - (2) 規格・型式・数量
 - (3) 購入(工事)価格
 - (4) 購入(完成)年月日
 - (5) 設備等の納入(施工)者
- 2 検査の状況
 - (1) 納品確認又は検査年月日
 - (2) 納品確認者又は検査員の氏名

注1 この様式は、設備の導入等を完了したときに使用すること。

2 「設備等の納入(施工)者」欄には、補助事業者等に設備等を販売(施工)した者を記載すること。

3 「確認又は検査年月日」及び「確認者又は検査員の氏名」欄は、補助事業者等において確認又は検査を行った場合に記載すること。

別記第7号様式

設備導入等完了検査調書

- 1 事業名 林業・木材産業物価高対策事業
- 2 補助指令番号 年 月 日付け（記号）第 号指令
- 3 補助事業者等
- 4 導入した設備等
- (1) 設備等の名称
 - (2) 規格・型式・数量
 - (3) 購入（工事）価格
 - (4) 購入（完成）年月日
- 5 検査年月日 年 月 日

上記の設備の導入等は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件のとおり完了したことを認めます。

年 月 日

所 属
検査員
職氏名

(注)

検査の結果不合格の場合は、本文を「上記の設備の導入等は、検査の結果、次の理由により不合格と認めます。」と書き換えた上、その不合格の理由をこの様式の下方に詳細に記載すること。

概算払申請調書

(単位：円)

設備等の名称	事業内容	事業費	契約額 (a)	実施率(%) (b)	補助率(%) (c)	算出額 $d=(a)*(b)*(c)$	既受領額 (e)	請求額 $f \leq (d)-(e)$	備考
計									

- (注) 1 事業内容欄は、請求に係る施設整備を記載するが、事業種目の内容を全部完了した場合には、「令和 年 月 日付け完成状況報告書のとおり」と記載し、以下事業内容別に細分して記載する必要はない。
- 2 事業費欄は、補助対象経費とすること。
- 3 契約額欄は、実施状況報告書記載の事業費の額とするが、設備等の名称の全部を完了した場合には完了事業費とすること。また、補助事業者が課税業者である場合には税抜き金額を記載し、税込み金額を下段()に記載すること。
- 4 実施率欄は、土場整備の場合には、別に定めるでき高検査調書により算出した平均実施率とするが、前金払に係る申請の場合は、契約額に対する前金払額の率を上段()にし、下段には0と記載する。土場整備以外の場合は、すべて100%とすること。
- 5 算出額欄は、契約額に実施率と補助率とを乗じて得た額で、小数点以下切り捨ての金額を記載すること。
- 6 請求額は、算出額から既受領額を差し引いた額以内とすること。
- 7 申請書に添付するでき形検査調書等は、土場整備のでき形部分と整備全体に対する平均実施率が明らかにされる書類とし、でき形写真を添付すること。
- 8 前金払に係る場合は、前金払調書の写しを添付すること。

別記第9号様式

林業・木材産業物価高対策事業補助金交付状況調書

(総合) 振興局名 _____
 集計日 _____
 担当者 職氏名 _____

補助事業者	事業量	負担区分			事業着手 年月日	事業完成 年月日	補助金交付 決定額	補助金交付 決定年月日	補助金の 支出額	補助金の 支出年月日	実績報告 年月日	補助金の額 の確定額
		補助金	自己負担	その他								
		円	円	円			円		円			円
		円	円	円			円		円			円
計		円	円	円			円		円			円